

○中津川市空き家情報登録制度「空き家情報バンク」設置要綱

平成24年3月30日決裁

改正

平成29年3月31日

令和4年9月13日

中津川市空き家情報登録制度「空き家情報バンク」設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中津川市における空き家の有効活用を通して、定住促進による地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 次に掲げる建物（近く居住しなくなる予定のものを含む。）及びその敷地（付随する田又は畠を含む。以下同じ。）をいう。ただし、賃貸、分譲等の営利を目的とする建物及びその敷地を除く。

ア 中津川市内（以下「市内」という。）に個人が居住を目的として建築し、現に居住していないもの

イ 市内に個人が居住及び事業を目的として建築し、現に居住及び事業を行っていないものであって市長が適当であると認めたもの。

(2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買又は賃貸を行うことができる者をいう。

(3) 空き家情報バンク 市内に存する空き家の所有者等から売買又は賃貸を希望する旨の申込みを受けた情報を、市内への定住を目的として、空き家の利用を希望する者に提供する制度をいう。

(4) 協力事業者 社団法人岐阜県宅地建物取引業協会又は社団法人全日本不動産協会岐阜県本部の会員のうち、市内に事務所を有し、市と空き家情報バンクに関する協定を締結した者をいう。

一部改正〔平成29年3月31日〕

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家情報バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員と認められる者は、空き家情報バンクを利用することができない。
(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家情報バンクによる空き家に関する登録を希望する所有者等は、「空き家情報バンク」物件登録申込書（様式第1号）及び「空き家情報バンク」物件登録カード（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、協力事業者に登録に必要な調査を依頼し、その結果の報告を求めるものとする。

3 市長は、第1項の規定による登録の申込みについて適切であると認めたときは、空き家情報バンクに登録しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家情報バンクへ登録しないものとする。

- (1) 当該空き家が、第2条第1号の条件を満たしていないとき。
- (2) 当該空き家の登録申込者が、第2条第2号の所有者等の条件を満たしていないとき。
- (3) 所有者等が、破産又は民事再生の申立てをしていたり、強制執行を受けたりしているとき。
- (4) 当該空き家の老朽化が著しいとき。
- (5) 売却しようとする当該空き家（増築部分・離れを含む。）が未登記物件のとき。
- (6) その他市長が適当でないと認めたとき。

4 市長は、第3項の規定による登録をしたとき又は登録をしなかったときは、その旨を「空き家情報バンク」物件登録完了（不可）通知書（様式第3号）により所有者等に通知するものとする。

5 前項の規定による登録の通知を受けた所有者等（以下「物件登録者」という。）は、契約成立まで空き家の保全に努めなければならない。ただし、契約後も権利を有する場合においては、契約後も継続して保全に努めなければならない。

6 第3項の物件登録の有効期間は、2年間とする。ただし、市長が必要と認めるときは、その有効期間を2年間延長することができる。

一部改正〔平成29年3月31日・令和4年9月13日〕

(空き家に係る登録事項の変更)

第5条 物件登録者は、当該登録事項に変更があったときは、「空き家情報バンク」物件登録事項変更届出書（様式第4号）により遅滞なくその旨を市長に届出なければならない。

一部改正〔令和4年9月13日〕

(空き家バンクの登録の抹消)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家情報バンクの登録を抹消するとともに、その旨を「空き家情報バンク」登録抹消通知書（様式第5号）により物件登録者に通知するものとする。

- (1) 当該空き家に係る所有権その他の権利の移転があったとき。
- (2) 空き家情報バンクの登録抹消の申出があったとき。
- (3) 有効期間が満了したとき。
- (4) 申込み内容に虚偽があったとき。
- (5) 第4条第3項各号の規定に該当すると認められたとき。
- (6) その他市長が適当でないと認められたとき。

一部改正〔令和4年9月13日〕

(空き家バンクの登録の延長)

第7条 物件登録者は、第4条第6項ただし書の規定により、物件登録の有効期間を延長しようとするときは、その有効期間の満了の日の30日前までに「空き家情報バンク」物件登録延長申込書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による延長の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、協力事業者に登録に必要な調査を依頼し、その結果の報告を求めるものとする。

3 市長は、第1項の規定による延長の申込みについて適切であると認めたとき又は認めなかったときは、「空き家情報バンク」物件登録延長承認（不承認）通知書（様式第7号）により所有者等に通知するものとする。

追加〔令和4年9月13日〕

(空き家情報の公開)

第8条 市長は、空き家情報バンクに登録された情報のうち、次に掲げる情報（以下「物件情報」という。）を市のホームページ等で公開し、必要に応じて協力事業者に対して、空き家情報バンクに登録された情報を提供することができるものとする。

- (1) 登録番号
- (2) 所在地
- (3) 売却又は賃貸の別
- (4) 売却又は賃貸の希望価格
- (5) 構造、面積及び建築時期
- (6) その他必要な情報

一部改正〔平成29年3月31日・令和4年9月13日〕

(利用申込み等)

第9条 空き家情報バンクに登録された物件（以下「登録物件」という。）の利用申込みができる者は、個人であり次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 市内に定住し、又は定期的に滞在して、農業、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより地域の活性化に寄与できる者及び中津川市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者

(2) その他市長が適当と認めた者

2 登録物件を利用しようとする者（以下「利用希望者」という。）は、「空き家情報バンク」登録物件利用申込書（様式第8号）により市長に申し込まなければならない。

3 市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、当該物件登録者及び仲介を担当する協力事業者に対し、申込みがあったことを通知するものとする。

4 協力事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該物件登録者と利用希望者との交渉を開始するものとする。

全部改正〔平成29年3月31日〕、一部改正〔令和4年9月13日〕

(物件登録者と利用登録者の交渉等)

第10条 市長は、空き家情報バンクに関する交渉、売買契約、賃貸借契約等の法律行為及びにこれに付随して生じたトラブル等については、一切これに関与しないものとする。

2 協力事業者は、仲介した交渉の結果を「空き家情報バンク」仲介結果報告書（様式第9号）により市長に報告しなければならない。

一部改正〔平成29年3月31日・令和4年9月13日〕

(個人情報の保護)

第11条 空き家情報バンクに登録された個人情報の取扱いについては、中津川市個人情報保護条例（平成11年中津川市条例第17号）に定めるところによる。

2 物件登録者、利用登録者及び協力事業者は、空き家情報バンクにおける個人情報の取扱いについて、次の事項に留意するものとする。

(1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。

(2) 個人情報をき損及び滅失することのないように適正に管理すること。

一部改正〔平成29年3月31日・令和4年9月13日〕

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

一部改正〔平成29年3月31日・令和4年9月13日〕

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年9月13日)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和7年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式第1号から様式第4号まで、様式第6号及び様式第8号による様式で、現に残存するものはなお使用することができる。